

## 指定自立支援医療機関の指定について

更生医療・育成医療に肝臓の機能障害を加えることから、これらの医療を提供する指定自立支援医療の指定の審査基準を追加する

### 審査基準の考え方

#### ○医療機関

肝臓移植術：診療報酬の施設基準を満たす施設

抗免疫療法：肝臓移植後の抗免疫療法の実績のある施設又は実績がある施設と連携体制のある施設

#### ○担当する医師

肝臓移植術：生体部分肝移植術又は同種死体肝移植に関する臨床実績が3例以上

抗免疫療法：肝臓移植後の抗免疫療法の実績のある者又は十分な臨床実績がある者と連携できる者

#### (参考)

「特掲診療の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」平成20年3月5日付け保医発第0305003号厚生労働省保険局医療課長通知より、関係部分を抜粋

##### 生体部分肝移植術に関する施設基準

- (1) 肝切除術が年間20例以上あること、又は小児科及び小児外科の病床数が合わせて100床以上の保険医療機関については肝切除術及び先天性胆道閉鎖症手術が合わせて年間10例以上あること。
- (2) 当該手術を担当する診療科の常勤医師数が5名以上配置されており、このうち少なくとも1名は臓器移植の経験を有していること。
- (3) 生体部分肝移植術の実施に当たり、臓器の移植に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン）、世界保健機関「ヒト臓器移植に関する指針」、国際移植学会倫理指針、日本移植学会倫理指針、日本移植学会「肝移植ガイドライン」及び日本肝移植研究会「生体肝提供手術に関する指針」を遵守していること。

##### 同種死体肝移植術に関する施設基準

移植関係学会合同委員会において、肝臓移植実施施設として選定された施設であること。